平成２２年（フ）第２２６号
神奈川県秦野市室町８番８号　メロンハイツ高橋５号
債務者　曽我部友美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２７号
神奈川県平塚市飯島20番地
債務者　西條　勝昭
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３３号
神奈川県厚木市山際754番地４　エンゼルハイム306
債務者　真栄城カズノリこと　マエグシク　オヤカワ　ファン　カズノリ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３４号
神奈川県厚木市山際754番地４　エンゼルハイム306
債務者　真栄城ゆり子こと　ロリ　デ　マエグシク　エリサ　ユリコ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３９号
神奈川県小田原市堀之内222番地604号
債務者　徳原昌貴こと　玄　　哲三
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４号
新潟県新発田市新富町２丁目４番３号、住民票上の住所新潟県新発田市稲荷岡2403番地
債務者　渡邉　真実
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４２号
愛知県一宮市大赤見字神明東41番地１
債務者　中村　友子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８７７０号
大阪市西成区梅南１丁目２番14号　シャトー杉本２Ｂ
債務者　五十嵐　綾
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４号
大阪市西成区千本中１－１－１　エムズ岸里405、住民票上の住所兵庫県豊岡市日高町江原９番地
債務者　木村　友香
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０６号
大阪府吹田市五月が丘南17番８号
債務者　中道　雅也
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５１７号
大阪市鶴見区今津北４丁目12番13号　ヴィラージュ今津302号室
債務者　藤井　千佳
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５６０号
大阪市淀川区東三国３丁目11番16―1505号
債務者　小林　道生
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３３号
大阪府吹田市昭和町10番７号
債務者　山口　信義
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１２号
大阪府茨木市真砂３丁目15番20号
債務者　倉橋　圭輔（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３９号
大阪府摂津市南別府町９番３―1007号
債務者　輪田　卓也
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８４７号
大阪市中央区内久宝寺町３丁目２番７号　メゾン内久宝寺403
債務者　ＡＴＣテレホン英会話クラブこと　古屋　民夫
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０９６号
大阪府吹田市泉町２丁目２番20号
債務者　真殿　孝則
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部